

平成 30 年

社会文教常任委員会会議録

平成30年12月12日

田上町議会

平成30年第6回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成30年12月12日 午前9時00分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 3番 | 小嶋謙一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 5番 | 中野和美君 | 13番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 浅野一志君 | 14番 | 小池真一郎君 |
| 9番 | 川崎昭夫君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉正治君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|------|----------------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 保健福祉課長 | 鈴木和弘 |
| 教 育 長 | 安中長市 | 教育委員会
事務局 長 | 福井 明 |
| 町 民 課 長 | 田中国明 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小林 亨
- 書 記 中野祥子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 渡邊勝・
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第57号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中
第1表 歳出の内
- | | |
|-----|------------|
| 2款 | 総務費（2項、3項） |
| 3款 | 民生費 |
| 4款 | 衛生費 |
| 10款 | 教育費 |
- 議案第59号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につ

- いて
- 議案第60号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第61号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第62号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。そろったようでございますので、これから社会文教常任委員会付託案件審査会を開催いたします。

今日も雨ということで、毎日雨が続きますが、私はここ二、三日今年何があったかなというようなことを妄想してみました。私は、戊年生まれですから大変めぐり合わせはいいのですけれども、いや、きゃんきゃんとばかりほえているのは、大雪の中を犬が駆けずり回るなどという歌もありますけれども、それはちょっとうまくない年だなというふうに初め感じておりましたけれども、本当にまた梅雨時になれば南のほうでは大雨になり、また私どもものすごい猛暑ということで日本一になった日もあったとかという日もございました。それから、何かみんないいことがあるかと思えば、今度9月、8月の末から9月にかけて毎日雨がちくちく、ちくちく降っていて稲刈りもできない、何もできないということで農作業のほうも大変困った年でございました。この平成やや最後の年ということになるかもしれませんけれども、私はこの戊年生まれが平成と新しい年のちょうど境目に当たった平成の最後のこの昭和21年生まれが大勢いることになるなというふうに、平成の名前の変わるのだけがちょっと楽しみに今しているところでございます。そんなところでございます。

町長からご挨拶ひとつお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして皆さん、おはようございます。

今日は12月の12日、本当に早いもので今年もあと残すところ半月余りというところになりました。何となく気持ちの上でちょっと慌ただしさを感じるころになってきたのかなというふうな気がいたします。私ごとなのですけれども、毎年12月になると年賀状、これを早く、早目に早目にと行って気持ちはいるのですけれども、毎年なかなか準備ができません。結局は、大みそかからお正月にかけてというようなことが多いのですけれども、12月半ばになって私は何とかもうちょっと早く年賀状の準備ができればなと、そんなふうには実は思っておるところです。

今日は、社会文教常任委員会ということで、本当にご苦労さまでございます。議案第57号から62号までたくさんまた付託案件がございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして挨拶といたします。

以上であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君）　ありがとうございました。

それでは、三條新聞さん、渡邊議員さんから傍聴の申し出がありますので、許可しております。

それでは、始めさせていただきます。

本委員会に付託されました案件は、議案第57号　平成30年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費、これは2項、3項だけでございます。3款民生費、4款衛生費、10款教育費であります。そして、議案第59号　同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について、議案第60号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について、議案第61号　同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第62号　同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。

では、これから早速始めたいと思います。

これより議事に入ります。

議案第57号を議題といたします。

執行の説明を順次求めます。お願いいたします。

町民課長（田中國明君）　おはようございます。

それでは、議案第57号　平成30年度田上町一般会計補正予算（第7号）についての説明をさせていただきますので、議案書のほう26ページお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。26ページの下段になります。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございます。今回補正お願いする額といたしましては20万9,000円、それから27ページの上段になりますが、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費32万円でございます。これらいずれも人事院勧告によります給与改定に伴い職員の人件費等をそれぞれ増額をお願いするものでございます。なお、1目の税務総務費につきましては、2節の給料及び3節の職員手当等ということになってございますし、住民基本台帳費の関係につきましてはそこに合わせて共済費に不足が生じるということで共済組合の負担金を増額をお願いするものでございます。

保健福祉課長（鈴木和弘君）　改めまして、おはようございます。

それでは、おはぐりいただきまして、28ページお願いいたします。3款の民生費、1項1目社会福祉総務費でございますが、補正額127万4,000円お願いいたします。

2節、3節、4節につきましては、今ほど町民課長もお話がありましたとおり、人勤の絡みでの人事院勧告に伴う経費の増額でございます。28節繰出金89万7,000円でございますが、国民健康保険特別会計繰出金ということで、いわゆる所得が確定して国、県からその部分の補填があるということで、基盤安定という制度があるのですが、それが確定したことに伴いまして国民健康保険のほうへ繰り出しをする部分でございます。また後ほど国保のほうでも説明があるかと思しますので、お願いいたします。2目老人福祉費844万7,000円でございます。まず、13節の委託料、入所措置委託料の関係9万6,000円でございますが、こちらにつきましては今年の9月からなのですけれども、視覚障害1級、いわゆる全盲の方がちょっと家庭の事情によりまして養護盲老人ホーム、これ県内ですと胎内にあるのですけれども、胎内のやすらぎの家にショートステイを行うということで、そちらのほうに入所するという関係で今回追加の補正をさせていただくものでございます。今現在その施設は入所待ちがあるということですが、しばらくショートステイを続けながらできれば入所したいという形になってございます。続きまして、28節の繰出金735万1,000円でございます。介護保険特別会計繰出金で822万4,000円、後ほど介護のほうでご説明をさせていただきますけれども、介護給付費の関係で施設に入所される方、いわゆる特養ですとか老健、当初予算で見ていたよりもかなり人数が増えたということで、その辺で給付費が増えるということで一般会計のほうの法定の繰り出しをお願いするものでございます。それから、後期高齢者医療特別会計の繰出金、三角の87万3,000円でございます。これにつきましても、先ほど国保同様に基盤安定、これは交付申請した結果に基づきまして減額になります。これも後ほど国保での特別会計での説明があると思しますので、お願いをいたします。3目障害者福祉費8万3,000円でございますが、電算業務委託料ということで、去年は既にマイナンバー制度ということでそれぞれ情報連携ということで、今まで必要だった添付書類をいわゆるマイナンバーを使うことによって連携することでそういう添付書類が省略できるということなのですけれども、運用していく中でいろいろ国の全体、町だけでなく国全体の中で全国の中で必要だということで改修が必要な部分につきまして今回国のほうから補助金が認められるということで今回改修をお願いするものでございます。補助金については2分の1ということですが、これから申請をするということで、できたら3月の補正の際に調整をさせていただければと思っております。

以上です。

教育委員会事務局長（福井 明君） 改めまして、おはようございます。

それでは、次のページ、29ページになります。3款2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費につきましては106万3,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、児童福祉総務事業につきましては、2節給料、それから3節職員手当等、それから4節共済費につきましては、先ほどからお話があるように人事院勧告により給与改定となり、補正を行うものでございます。

よろしく申し上げます。

保健福祉課長(鈴木和弘君) 続きます、4款の衛生費、1項1目の保健衛生総務費88万6,000円の補正をお願いするものでございます。2節、3節、4節、今回の人勤に絡む分プラス時間外勤務手当で今回42万3,000円の追加をお願いしているところでございます。先月道の駅の特別委員会でも報告をさせていただきました。いわゆる公共交通のアンケートをとりその結果を説明させていただきましたけれども、その関係で4月からかなり会議を開催したり、そのアンケートを作ったり、集計する作業の関係で若干不足、当初見ていなかった分もありましたので、その関係で今後不足が見込まれるということで今回時間外の補正をお願いするものでございます。めくっていただきまして、30ページでございます。18節の備品購入費、施設備品ですが、今回冷蔵庫の入れかえをお願いするものでございます。こちらにつきましては、いわゆる保健センターが施設ができ上がって、できてからということですから、約21年程度たっているわけですけれども、今年の夏に一時ちょっと霜取りの関係で不具合ということで業者のほかから見ていただいたのですけれども、もうかなり品物もないという状況でありますので、とりあえず今は動いておりますけれども、今後材料等もないということですので、これにつきましては乳児健診あるいは育児学級で検食を保存するということで必要なものですので、今回入れかえをお願いしたいと思っている内容でございます。それから、2目の予防費18万6,000円でございます。扶助費ということで、いわゆる風疹の予防接種の助成ということで、当初予算では3人分ということで例年のように窓口程度で計上しておりました。皆様方も全国のニュースでかなり全国的にもはやっているということで、うちもどうなのかなということでしたけれども、10月以降に9人申請をされているということで、11月の13日、ちょっと前になりますけれども、12名もう既に申請があるということで、それらも含めた中で今後の状況を見た中で追加で補正をさせていただきたいという内容でございます。これにつきましても、県のほうからは一応上限ですけれども、3,000円という定額の補助を受け入れられるのですが、これも今後ある程度申請

の時期に基づいて3月ぐらいには補正をさせていただければと思っています。

以上です。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、飛んで33ページになりますが、10款教育費になります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、56万1,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄のところで事務局費であります。2節、3節、4節につきましては人事院勧告により給与改定となり補正を行うものであります。また、3節、4節のうち教育長に関係する部分につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正を行う条例に伴い補正を行うものでございます。また、3節の職員手当等の時間外勤務につきましては27万1,000円の追加をお願いするものでございまして、今後継続する業務、例えば児童クラブの運営業務、それから今回学校空調設備設置工事に関係する業務などにおいて不足が生じるため、その時間外を見込むものでございます。続いて、34ページになります。3目教育振興費でありますけれども、42万6,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。教育振興費の11節需用費の燃料費につきましては、スクールバスの軽油が単価上昇に伴い不足が生じることから補正をお願いをするものでございます。次に、19節負担金補助及び交付金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、年度途中で追加の申請者が3名増えたということによりまして不足が見込まれることから補正をお願いするものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費でございます。2億1,712万6,000円の追加補正をお願いをするものでございます。説明欄のところで田上小学校管理費につきましては、まず11節需用費の燃料費、これにつきましては灯油価格の上昇に伴い不足が生じることから補正をお願いをするものでございます。次に、田上小学校整備事業につきましては、13節委託料及び15節工事請負費は、学校空調設備の設置を行うため監理委託及び工事を見込む追加を補正するものでございます。なお、詳細な説明につきましては、羽生田小学校と田上中学校も関連しておりますので、一通り10款の説明が終わった後に今回お手元に配付をいたしました資料をテーマご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。このままちょっと説明をさせていただきたいと思います。次に、羽生田小学校の管理費でございますが、2節給料から4節共済費につきましては、人事院勧告により給与改定となり補正をお願いをするものでございます。

次に、35ページ下のほうになりますが、真ん中辺に11節需用費の燃料費があります。これにつきましては、田上小学校同様灯油価格の上昇に伴って不足が生じるこ

とから補正をお願いをするものでございます。続いて、羽生田小学校整備事業費につきましても、後ほどご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。そのうち工事費の放送設備改修工事の155万6,000円、この部分につきましては追加補正を行うものでありますけれども、避難訓練の際に緊急非常時の放送が聞こえない教室があるということから調査をしたところ、放送室の機器に不具合が生じていることがわかりましたため、この機器を入れかえるための補正でございます。次に、2目教育振興費でございますが、9万3,000円の増額をお願いをするものでございます。説明欄、羽生田小学校教育振興費の20節扶助費の要保護・準要保護児童の扶助費9万3,000円を追加するものでございますが、これにつきましては年度途中で認定者、9月認定にはなるのですが、9月認定で2人増えたことにより補正をするものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございますが、1億19万4,000円の補正をお願いをするものでございます。説明欄、田上中学校管理費につきましては、11節需用費、燃料費の部分であります。これも小学校同様灯油価格の上昇に伴い不足が生じることから補正をお願いをするものであります。

続いて、次のページ、36ページをお開きいただきたいと思います。説明欄、田上中学校整備費事業の9,990万円につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費17万1,000円の補正につきましては、生涯学習事業の部分で、2節、それから3節の職員手当、この部分につきましては人事院勧告により補正をお願いをするものでございます。それから、3節のうち職員手当の住居手当につきましては、職員の状況などの変更による異動により追加をするものでございます。

続いて、37ページ、4目学校給食施設費であります。18万1,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄のところにありますが、学校給食施設費で18万1,000円、これについては人事院勧告により給与改定となり、2節から4節まで追加補正をお願いをするものでございます。

10款とりあえず説明は終わりましたが、先ほど言いましたように、空調の関係の説明をします。

(委員長、議事運営について。空調についての説明は相当の詳しい説明が必要なので、むしろ一旦ここでとめて2款、3款、4款についての質疑を受けてから改めてこの空調についての説明をしたほうが運営上いいんじゃない

かと思うんですが、いかがでしょう。提案だよ。このま
まいくというのなら……そっちは結構時間かかって、説
明がですよ。そこに質疑に集中するんじゃないかと想定
して。あと委員長の判断での声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 局長、この説明はどのくらい時間今予定されてお
りますか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 35分ぐらい。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） そうですか。では、私もこれは多大な大きな金額
が出てきますので、ではそうすれば一番最後にこの一般関係が終わりましたら最後
にまたお願いいたします。

それでは、継続して話を続けさせていただきます。

ただいま説明のありました10款を抜けた関係上、その関係以外の何か質問があり
ましたらよろしくお願いいたします。

質問を受けます。

13番（高橋秀昌君） 今ほど職員の給与改定に関しては、全ての課長が人事院勧告に基
づくという説明がありましたが、それで間違いないのでしょうか。これ何か聞くと
ころによると、県の人事委員会の勧告というふうに聞いているのだけれども、全て
の課長が国の人事委員会の勧告に基づいて上げるのだという説明がありましたが、
その点確認しておきたいと思います。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 大変失礼をいたしました。

高橋委員がおっしゃるとおりに、議会の初日に提案がありましたように、県の人
勤とさらに国の人事院勧告に準じて今回改正をさせていただくということでござい
ます。大変申し訳ありませんでした。

13番（高橋秀昌君） そうすると、全ての課長が人事院勧告と言ったけれども、それは
訂正して県の人事委員会の勧告に基づくというふうに解釈をしてよろしいでしょ
うか。

この点については、私は余り知識はないのですが、かつては全て人事院勧告に基
づいてやっていたけれども、私の記憶でもこれ田上町はラスパイレスがすごい高い
といういろいろ指摘をされていたという経緯があって、その後に新潟県の人事委員会は
県職員に対する勧告ではあるのだけれども、その県職員に対する勧告に準用して田
上町も適用したというふうに聞いているのですが、この点を確認しておきたいと思

います。できることであれば、ちょっと総務課の管轄なのだけれども、もしわかったら、各課長の認識がはっきりしているのであれば、いつごろから人事院勧告を準用することをやめて新潟県の人事委員会の勧告に基づくようになったのかがわかればお知らせいただきたい。わからなければ、総務課がもともとの所管ですので、それは構いませんが、ちょっと確認なのです。お願いします。

(何事か声あり)

保健福祉課長（鈴木和弘君） 今高橋委員がおおよそでというふうな話がありましたけれども、私のおおよそで。私がちょうど平成22年に総務課の補佐におりましたので、恐らくそのときからだと思います、そういう認識で。今高橋委員おっしゃいますとおり、当時町村も10町村になったということでラスパイが非常に高いというようなので、たしかその当時は国の人勧は引き上げをするという、給料を上げるという感じの改定ではなかったかなと、詳細ちょっと申し訳ないですけども。そのとき県の人勧は、国とはまた別な関係での勧告をされました。その中で、当時の総務課長、私と人事、給与を担当している職員と協議をした中で県のほうの人勧を使っていこうということで決まりました。たしか給料表を何%だかカットをするように給料表は改定したのだけれども、支給は何%カットするというような形で、そのときから今高橋委員がおっしゃるとおりに県の人勧をもとにして、全国的な部分がいわゆる国の人勧ですから、それぞれの県に応じた状況を判断するのをそれぞれの県の中の人事院勧告ですから、新潟県の中でどういう状況かという部分で県の人勧をそれから使っていこうという形に変わっていったと思います。思いますと言うと語弊があるのですが、22はそうでしたので、私が24からもう町民課長になりましたので、その後はそういう形で継続しているとは思いますが。

13番（高橋秀昌君） わかりました。

では、そうすると、あくまでも現在も県人事委員会の勧告に基づいて今度の値上げ案を出したのだよという認識でよろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのとおりでといううなずきはありましたので、それはそれでお願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 28ページのところでありますが、障害者自立支援事業で委託料ということで電算委託料として8万3,000円計上され、その説明の中にはマイナンバーを使用すると添付資料が不要になるということで、国が2分の1を補助するものだから今回予算化したのだということですが、私は重要な点は、あそこのマイナンバーの登録が実際にどのくらい進んでいるのかということが大きな影響を与え

るのではないかと。つまり、実用的かどうかという視点でちょっと見てみたのですが、この点で保健福祉課長の所管でないのかな。マイナンバーの特にここだけで結構なのですが、障害者自立支援事業の対象となる人々のマイナンバーの登録実績というものをつかんだ上での提案でしょうか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 前段は申し訳ありません。実態はどうか。これは、全国的な部分ですから、うちで登録しているなどという部分ではありませんので、全国的にそのマイナンバーを使うことによってそれぞれの所得ですとか住民票、そういったいろいろな情報をそれをするによって、本来であれば今までは必要に応じてその書類を一つ持ってきて手続をしなければいけないという部分をそれが使うことによってそういうものが利便性が図られるということで政府がかかわって情報連携という形になりましたので、うちのほうでは特に今回これをどうしてもという部分とは正直はありませんけれども、ただうちが改修をしなければ、今度うちから提出をされた方がそこに行ったときにこの情報のやりとりが今度できなくなりますから、当然のごとく全国的でのそういうシステムの改修をしていかないとこの制度自身がうまくいかない部分がありますので、それで今回は、実は先ほどちょっと説明は不足していたのですけれども、30年度であれば改修ができるのであれば補助対象にしますみたいなものが結局来たものですから、いわゆる委託業者に確認をした中でこの部分を改修しなければいけないということで、金額的には8万3,000円でございますけれども、そういう形で改修をさせていただくということです。

（了解の声あり）

13番（高橋秀昌君） ここで保健福祉課長に伺いたいのですが、ちょっと取ってつけた、申し訳ないのだけれども、障害者が書いてあったので言うのだけれども、課長はつかんでいるかどうか。今国の省庁で障害者雇用率がうその報告がされていたということが政治問題として大問題になっているのです。法的には、法律なのか、そのところはちょっとわかっていないのですが、全ての市町村は2.5%の障害者雇用をするということが法的に明確になっているのですが、この点で保健福祉課長がどのように認識をされているのか。また、そういう雇用は実際に行われているというところまでそれぞれの課長に通知などが行われているのかあるいはこれは人事ですから総務課だけの所管になりますが、総務課だけが握っていて各課は全くその情報は入ってきていないのかどうか。この点について伺いたいと思います。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 基本的には、総務課がまず田上町として障害者をどの程度雇用するのかというのは……

(何事か声あり)

保健福祉課長（鈴木和弘君） その率に合わせてうちは雇用をどうするかということで毎年やっていますから、今ここでうちはクリアしている。すみません、私もよくわからない。そういう意味で、保健福祉課として捉えているのかというと、正直言うと捉えてはいないです。それぞれのうちで言えば総務課、それぞれの会社のほうでそういう形で雇用しなさいという形で通知が来ていますので、うちの保健福祉課としてどうかという部分は確認していません。

13番（高橋秀昌君） 私が今聞いているのは、もともとは総務課の所管なのだと思うのですが、つまりこういう重大な国の動きが、国の省庁ででたらめをやっているということが発覚していくわけですから、当然にして市町村も、おい、我が市町村は2.5%の義務化について達成しているかどうかというのは、当然にして議論になったり各課にも周知されたりしているのではないかとということで伺っています。いわゆる私が言っているのは、保健福祉課の中2.5%達成していますかではなくて、町全体として達成しているかどうかについてぐらいの情報は各課に届いているのかと。つまり、各課がそういう問題意識を持って見ているのかということを知りたかったのですが、その点でお答えできたらお願いします。

町長（佐野恒雄君） この問題私も報道で大変重要なことだなと非常に気になりました。したがって、これは総務課のほうでの管轄になりますので、当然総務課長にいわゆる当町としてどうなっているのかなと、間違いなく履行されているのかなということで確認をしました。当町におきましては、クリアされているという報告が入っております。

以上であります。

13番（高橋秀昌君） 今町長のほうからクリアされているということでもありますので、承知しましたが、これについては正規職員として2.5%なのか、臨時、パートも含めて2.5%なのか、この点については認識はいかがなものですか。

町長（佐野恒雄君） そういういわゆる詳しいあれについては、確認はしておりません。ただ、いわゆる法にのっとった形の中でクリアできているかということでの確認はさせていただきました。

13番（高橋秀昌君） この点は、やっぱり障害を持たれている人たちの雇用を確保するということが重要なことだと思うのです。その点で、私は総務課任せにははいけないと。認識としては、総務課から必ずそれぞれの課長あるいは教育委員会に情報が流れていって、誰が聞いても、住民の誰が聞いても答えられる状態というのは非

常に大事ではないかと。特に国の省庁がああいうでたらめをやっているわけですから、田上町の職員の管理職は全てその情報を共有できるということをやっぱり心がける必要あるのではないかとこのことを感じましたので、ぜひ町長のほうで改善を求めたいと思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかになにか質問ございませんでしょうか。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、しばらくにしてないようですので、2款・3款に対する質疑は終了します。

では、10款お願いいたします。

教育委員会事務局長（福井 明君） お手元に配付したカラー刷りというか、クリップをしておりますので、一番最後のページ1枚紙があるかと思いますが、確認できますでしょうか。

そうしたら、まず最初に、今回国は1次補正を行った部分についてご報告させていただきたいと思います。今回12月4日付けで国から内示が、内定の通知がございました。この制度の部分についてご説明申し上げますと、通常空調設備につきましては、現行制度であれば学校施設環境改善交付金という部分での事業となっているわけなのですが、今回それとは異なる新たに創設される国庫補助制度というふうな形になりまして、とても有利な条件で事業を実施せよというふうな形であります。目的は、今回ブロック塀も一緒だったものですから、倒壊の危険のあるブロック塀を整備するとともに、災害とも言える今年の猛暑を受けまして、児童・生徒等の健康被害を及ぼさないよう熱中症対策として各学級に冷房設備を整備するというものでございます。

最初に、お手元に配付いたしました資料で一番最後についています白黒のA4の1枚紙があるかと思いますが、これをちょっとごらんいただきたいと思います。こちらです。ここでは、新潟県を含めまして、関係する市町村のその交付額が出ております。田上につきましては、下から4番目、4,911万2,000円という交付金額にはなっております。これについては、右隣にうち事務費ということでもありますので、この部分については1%の事務費がというふうになります。4,911万2,000円の内訳を申し上げますと、田上小学校が1,542万8,000円、羽生田小学校が1,527万3,000円、田上中学校が1,792万5,000円。もう一度繰り返します。田上小学校が1,542万8,000円。

（8,000円の声あり）

教育委員会事務局長(福井 明君) 15428、1、542万8、000円です。羽生田小学校が1、527万3、000円、田上中学校が1、792万5、000円となります。そこに事務費48万6、000円を加えたのが4、911万2、000円ということになります。それで、今回の経過の中で、なかなか時間のない中でちょっとやりくりをしているところがございまして、国への申請の部分についてちょっとお話をしたいと思いますが、カラー刷りのほうのこれを見ていただきたいと思います。表がありまして、3校、田上小学校、羽生田小学校、田上中学校と3校の部分が出ております。最初に、国に事業申請を行った場所につきましては、例えば田上小学校でありますと新設、更新というところで四角く太枠で囲まれた赤と黄色の部分がございます。これについては、1枚ちょっとはぐっていただきますとそれぞれ各学校ごとの階ごと、1階から3階までの平面図が載っております。これのうち赤く色が塗られている、ここで凡例で言いますと申請箇所というふうな形になっておりますが、それが今回国に申請を上げた部分でございます。例えば田上小学校の最初のページ、1階部分であります、食堂を含めた赤い部分が全て申請箇所というふうな形になっておりますし、この中に別工事箇所というふうな形で青く塗られた部分については、ここは学童保育ということで除外されているものであります。それから、今回国が認めた採択された部分というものは、先ほどの表に戻っていただきますと2階部分、赤の部分、例えば田上小学校であれば普通教室、特別教室の新設箇所だけ。したがって、田上小学校で言いますと、採択された部分は普通教室14、特別教室13ということで、合計27ということになります。それで、田上小学校の欄外のところに今回事業申請をした、これは調査費を含んでおりますけれども、調査費というものは工事を行うための設計、それから管理、それから工事費、これを含めた金額が9、984万3、000円というふうに記載されておりますが、これが国へ申請をした金額であります。その面積が3、305平米ということですから、先ほど言った採択された27室については、その下に書いてある採択事業費で6、026万8、000円分、面積で言いますと1、995平米ということになります。それで、先ほど田上小学校で説明しましたように、もう一枚のもの先ほどはぐっていただいて平面図をちょっと見ていただきたいと思います。それで、採択された箇所につきましては、楕円の丸で囲んだ部分でございます。田上小学校の1階部分で言いますと、普通教室も含めて理科室だとか、これは特別教室になりますけれども、家庭科室、真ん中の辺に生活科室というものがちょっと赤バツになっておりますが、そんな形で楕円の丸で囲んだ部分が採択をされた箇所ということになります。それで、実際小学校なり中学校なりで既存で入っている部分というのは、ここでありという、

丸ありというマークになっておりますが、そこは既存で既にもう空調が入っている箇所ということになります。青い丸ありという形での表記になっておりますが、そこはもう既に空調設備が入っている場所になります。それで、今回ちょっと時間ない中で空調設備をどんな形で実施していくのかということで協議をしておりましてけれども、通達の中では、要は通達がまだ入ってきておりませんが、詳細が入ってきておりませんが、その前の質問事項の中で来年度普通教室、特別教室になる部分というふうな前置きがあったわけで、そこは対象となりますよというふうな話の中での流れになっておりますので、そうしますと普通教室なり特別教室が実際使われる場所というふうなことで考えていたわけなのです。それで、今回、もう一度表のほうに戻っていただきたいと思いますが、12月補正、今回の補正で計上させていただいた部分につきましては、まだ設計段階でありましたので、非常に時間がない中で工事費が確定されていない部分がありました。したがって、この部分につきましては、事業申請をした箇所全てを今回工事する場合委託ということで計上しております。ただ、これが一番最大になるわけでありまして、これを今回施工箇所を実際使う部屋、それから既存である部屋はもう採択されておられませんので、学校側と協議をした中で最終的にどういうふうにしていこうということで、右側の表の青い部分になりますが、その採択された部分の例えば田上小学校27であった採択箇所に対して今回施工しようとした場所については19ということになります。その19カ所については、先ほど田上小学校の、1ページ目ちょっとおはぐりいただくとわかるかと思うのですが、取りやめ箇所ということで赤いバツテンがついたところ、採択されたけれども、ここは要らないだろうということで、先ほど生活科室が赤くバツテンになっておりますが、そういったところを精査をさせていただいたということで今工事の設計を進めております。

それからあと空調の方法、ガスにするのか電気にするのか、その辺は非常に悩みまして、コンサルタントからもいろいろなお話もいただきましたが、基本的に建設コスト、要は建設するための費用は電気が安い。ガスは、設備がかかるというところでもあります。ただ、ランニングコスト、要は維持管理に係る部分についてはガスが安い。電気は高くなるという傾向にある。それぞれの条件によって各施設違うのですけれども、長いスパン、例えば20年とか30年先を見据えていくのであれば、ガスがランニングコストとそれから先ほど言った建設費を足したものを比較をしますとガスのほうが傾向的には安くというお話を伺いました。ただ、今回国の制度の中でどうしても平米当たり単価の基準単価が設けられておまして、それに対して補

助金が交付されるということから、その制度については次の一番最後のちょっと説明をしますが、9ページ、⑨という最後のほうを見ていただきたいと思います。今回非常に有利だというお話をさせていただきましたが、通常であれば下の図になります。国が3分の1国庫補助、33.3%と書いてありますが、3分の1、その余った3分の2の部分については地方負担という形になります。実際通常であれば、その地方負担のうち75%は借金、要は起債がききますよ。その起債のうち30%は、元利償還金を交付税算入させますよというものでありますが、これが今回地方負担の部分が100%、要は持ち出しなしで借りられるということです。しかも、元利償還金の60%が交付税算入されるという話になっておりますので、町が実質負担をするのは赤く書いてありますが、26.7%という状況になると。したがって、今回の交付金は特例な部分であります。ただ、先ほど言ったように、国が決めたルール、基準単価、これ平米当たり2万3,200円です。

(2万3,200円の声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) 2万3,200円。平米当たり単価が2万3,200円です。

これに対して町が実際工事をやろうとすると、ちょっと設計も含めて事業費で割り返すと概略で3万4,600円と。そうすると、1万1,400円の差が出ます。これは、実質的に町が、要は起債は認められるのですが、町が全部負担をしなければいけない。そういう条件になっているものであります。したがって、できるだけコストを下げ有効的にやる。しかも、ガスは、私は基本的には新築のところでガスにするのだったら間違いなく入れるとは思いますが、今回小学校古くなっておりますので、将来的な建て替えも含めて考えていった場合に、次の空調の入れかえのときどうなるのかといった部分でちょっと短期で考えていった場合に要は電気で対応したほうがいいたろうということで、3校とも電気にすると。電気の冷房を考えていく、空調を考えていくということで今回ちょっと短い中での判断をさせていただいたところであります。今回まだ設計が上がってきておりません。今月末までの工期となっておりますので、それが精査をされて、この実施をする部分が田上小学校19室、それから羽生田小学校は20室、それから田上中学校は21室ということで、この部分についてはもう既に早くやりたいがために業者のほうには指示をしているような状況ではありますが、できるだけそのような形で対応するというのとあわせて各学校とこの協議をした結果、こんな形で一応非常にいいということで、ご了解もいただいた部分ありますので、こういう形で進めさせていただきたいということで今考えております。

私のほうの説明は以上です。お願いします。

13番（高橋秀昌君） ちよっと気になるのが採択をしたよと言われている、申請をして、それでしかも採択したよというところをやめているという点がちよっと気になるのです。国とは、採択したときに執行しないとなると後々影響が出ないかというのが1つです。

それからもう一つは、精査して取りやめたというのは、恐らく予算規模が非常に大きくなるということからできるだけ不要とは言わないけれども、入れなくてもいいようなところという選択をしたのかなと思っているのですが、私はすごく気になるのが国の認可がおりていながらしないというあたりが大きな問題が起こらぬのかというのがあるのです。これが今までの事例でもこういう、ほとんど建設土木のほうですが、道路の予算が来たのに地元との調整ができなくて履行できなかったというときというのは、国は相当何年も予算化しないというのが経験的にあるのです。この学校教育でも国自身が国の立場で言えば苦肉の策に出してやっていたのに地元がしないとは何事だというふうになりはしないかというのが1つある。この点ではどうでしょう。

教育委員会事務局長（福井 明君） 確かにそのとおりにかとは思いますが、ただ先ほど国からのQアンドAの中で来年度、要は普通教室で使う数だよというふうにならなくてくぎを刺されるような部分があるのです。そうすると、要するに教室にならないのにそこをでは実際工事をやっていいのかという部分がありますので、これがちよっとまだ要綱が届いていないのでわかりませんが、実際可能なのかどうかという部分。したがって、まだこれはあくまでも内示が出る前のちよっとお話なのですが、当然この普通教室が特別支援の教室も含めて田上町ではそこでやらなければならないということで行った場合に、それ以外は対象外ですよというふうに言われると、なかなか難しいなということで、私どもはそこをぎりぎりの線までとりあえず確保したということでご理解いただきたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 確認します。

申請については、この図面どおり出して、この図面に基づいてそれぞれ認可を受けたが、繰り入れというか、括弧つきで来年普通教室に限定するのだよという一項も入っていたと。そうすると、受け取る側は、実は特別教室の中の売店は来年普通教室になり得ないわけだから、よかったと思ってやったら補助の対象外ですよと言われてしまうと自己負担が大幅に増えるからそのところを精査をして、例えば生活科室も間違いなく来年は普通教室にはならないのだと。だから、心配でそこをと

めたのですよという理解の仕方でいいですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） そういう形で、取りやめました。

13番（高橋秀昌君） この点で既に今予算提起しているものは、こんなに縮めて予算提起していないはずなので、大枠で予算提起して議会を通れば、要はあなた方は自由にその予算の範囲内で使えるという要素を持っていますよね。ですから、大事な点は、ではそれが国のその括弧つきの来年度普通教室でなければ一切だめですよというあたりの確認が実際にとれる時期というのは、大体いつごろになるとわかるとか、そういうものというのは見通しはあるわけ。

教育委員会事務局長（福井 明君） ちょっと情報によりますと、今月中旬ぐらいには要綱は届くという話を聞いておりますので、それを見た上での問題だと思います。

13番（高橋秀昌君） そうすると、一応議会にはこの国の要綱に基づく来年度普通教室に限定しますよという……違う、来年度普通教室に限定する……

（特別教室はオーケーになりますの声あり）

13番（高橋秀昌君） そっちはいいのだね。ごめんなさい。それで、規定外のやつ、例えばそこで言うと売店とか生活科室とかこういうものについては、今取りやめる箇所というように書いてあるが、国の要綱によってはそのままやりますということがあり得るという受け取り方でいいですか。

私今気にしているのは、予算をけちって、そんないっぱい町金出すと大変だからということで、予算をけちってとりやめたのかなと思っていたら、そうではなくて、国の要綱に基づいて取りやめざるを得ないところを絞ったのだよという説明だったので、ではその要綱が明確になって取りやめなくてもいいとなればできるだけ認められたところは全部やっ飛ばすという考え方でいいのかと聞いているのです。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほどお話しされたように、普通教室に関しては来年度の実数に合わせた形で行ってくださいということです。今回この①のページの田上小学校生活科室あるのですが、ちょっと開いていただくと。ここは、本来なら特別教室です。ところが、実態的にはちょっと物置というかになっておりますので、実態を見られるとなかなかうまくない部分は落としていこうと。

13番（高橋秀昌君） そうすると、ほかのところも例えば2階も教育、これ字読めないけれども、談話室かな。視聴覚室……

（相談室。教育相談室の声あり）

13番（高橋秀昌君） 教育相談室、それから視聴覚室かな。これもとりやめるところで

はないですか。もう一つ特別教室もやらないよと。それから、3階の普通教室もやらないよと、やめたよと言っているのだが、こういうバツテンの書かれているところは実際上子どもたちがそこで教育活動をしないうところなのだよという理解の仕方でもいいのか。いわゆる子どもたちが減ったために使っている教室ではないところも申請したのだけれども、そこをあえてクーラー入れなくても子どもたちには全く支障がないからその範囲にしようかと言っているのだよという理解の仕方でもいいのか。1点であります。

もう一つは、そうだけれども、国が認めていながらそのこのところもいいのだよというふうになったら、ではやってしまいますかということなのです。そのこの部分。つまり、国認めているのにやらないというのが一番後でしっぺ返し来るのではないかという不安はあるのです。そのこの2つの点でどうですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） その2点については、先ほど言ったように、要は使っていない部屋というものは、あくまでもそれはもう見込みがない……

（教室と認めていないの声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） それは、入れる必要はないだろうという考え方で。したがって、今回一応丸にはなったけれども、赤バツテンをつけてというところについては、この部分はやはり国が果たして最終的に認めたのになぜやらないのかという話が出るというようなお話なのですが、これは実際精査して、当然来年まで繰り越して実施するわけですが、その辺のところを見てちょっと理由をつけられないところはやらないというふうなことになろうかと思えます。先ほど言ったように、要綱はまだ本格的にきたわけではないので、そのあたりは問い合わせをして確認をしていくということになります。

（わかった。了解の声あり）

5番（中野和美君） 確認をさせていただきたいと思えます。

今回の町で計算した1平米当たり3万2,600円というものは、では電気設備ということでの見積もりでよろしかったでしょうか。

それとあと内定額4,900万円の分の今回最初の要望で上げた中での4,900万円なので、これそうすると工事箇所が変わって少なくなってきましたとこれもやはり減額ということに、それ相応の減額ということでもよろしかったでしょうかということで、これともう一つ、ちょっと違うのですけれども、これ今回の制度、ブロック塀、冷房設備というふうになるので、ちょっとこれ今の話から外れるかもしれないのですが、前回の一般質問の中で7カ所危険なブロックがあるというところがあったので、

逆にそういうところの補填にはもう間に合わない部分なのかどうかというところもちょっとお聞かせください。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず最初に、単価の件です。最初に3万4,600円というのは、電気設備で計算をしたものであります。それから、当然部屋数が減れば平米数も減るということになりますので、今回表を見ていただくと、右側の表になりますが、青い色づけをした部分です。矢印が書いてあって施工面積、予定面積ということで、田上小学校は1,463平米というふうになりますが、したがって国も2万3,200円の平米単価を掛けた数字になりますので、当然のことながら交付金額は下がってくるということになります。

あとブロック塀ですが、あくまでも今回ブロック塀、冷房については学校施設内でありますので、外は対象にはなっていないということです。

（ありがとうございますの声あり）

14番（小池真一郎君） これ学校関係の教室のクーラーが入るということで、これは一段落なのですが、隣の加茂市は体育館も今後考えていると。そして、田上小学校で言えばランチルーム、子どもたちが非常に給食で汗をばとばとかきながら飯食っているなどという状況も生まれておりますけれども、これらのランチルーム、体育館は町としては今後考えているのかどうかちょっとお聞きしたいのです。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今回採択されたものは、ごらんのとおり新設だけという部分になります。それも普通教室、特別教室ということになりますが、実はランチルーム、食堂、そこについては本来学校設備の環境改善交付金でも対象になるということは確認されています。したがって、今回はランチルームはその他の部屋になってしまっているので、今回新設箇所から外れています。体育館も本来ならなるのですけれども、あれだけのものをやろうとすると相当空調の設備が増大なことになりますので、体育館についてはちょっと今のところはないのかなというふうに考えておりますし、ランチルームについては以前からお話がありますので、これは今度通常の学校施設環境改善の交付金、通常の交付金の中で対応できるというのは確認されていますので、そこでまた要望していくというふうに考えております。

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、私のほうから1つ。

今いろいろなお話が出ましたけれども、ランニングコストについてちょっとお聞きしたいのですけれども、それでも一応ガスで使った場合ガス料金がどのくらいかかるか、電気で使った場合電気料はどのくらいかかるかの積算はしたのかどうか。

それから、今空調設備というものは、冷暖房完備になっていると思うのですけれ

ども、その辺はどのような考え方で、冷房だけなのか暖房も使える機械なのか、その2点だけでもしわかりましたらざっくりでいいですからちょっと聞かせてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 最初に、ちょっと今回入れる空調設備ですが、冷暖一緒です。ただ、使い方としては、既に田上小学校、羽生田小学校は、暖房今FFの暖房がありますので、冬場はそちらを使っていたらいい、夏場はエアコンを使っていたらいいということを前提に今考えております。田上中学校につきましては、今ブルーヒーターでの暖房なものですから、ちょっと環境的に非常によくはないというふうに話を伺っておりますので、夏場についてはクーラー、それから冬場については暖房も補助的に使っていこうというふうに考えておりますので、その辺はちょっとお願いをしたいと思います。

あとガスと電気の差なのですが、例えば羽生田小学校、一応コンサルタントから出てきた部分にはなりますが、まずガスの場合、60年サイクルで考えた場合に……

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） いや、違います。

（これ違うのか。これ何だの声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） 2億7,949万円、2億7,900万円ですから2億8,000万円ぐらいかなと。電気の場合ですと2億7,800万円。余り大差はないのです。ただ、羽生田小学校だけちょっと今お話し申し上げましたが、田上中学校となるとちょっとまた様子が変わってきますが、大体同じぐらいの部分です。だから、ガスのほうは確かに長期に使えば有利な部分ではありますが、その設備をまた入れかえたりするときにまたコストがかかるというふうになりますので、そんな形でちょっと聞いております。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 大体わかりましたので、結構です。

3番（小嶋謙一君） では、再度食堂の関係なのですが、交付金が違うということで環境のほうの交付金でやるという話なのですが、時期、設置する時期として町の見通しどのような形で考えていますか。これと今回一緒にはできないのだけれども、どのくらい待ったらいいのでしょうかということです。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今ようやく普通教室、特別教室がついたばかりで、これもということになりますので、要望の時期は来年の要望は前の年の11月要望がありますので、そこにのせていくということになります。ただ、それは採択されるかどうかというのはまた別問題ですから、それを待つということになるかと思っています。

3番（小嶋謙一君） 要望にではのせてくるということで。

（はいの声あり）

3番（小嶋謙一君） のせているのですよね、要望にのせている、11月。

教育委員会事務局長（福井 明君） 実は、今回1次補正の中でランチルーム出ていたのです。それが認められなかったものですから、要望時期から外れてしまったのです。したがって、来年にならないとまた要望が来ないので、そんな形でお願いします。

13番（高橋秀昌君） そこで、実は本会議やきのうの委員会でも少し議論になっていたのですが、要はここまで来て、いわゆる設置完了の時期をやっぱり何とか早められないかということがあるわけです。子どもたちにとっても、今度の夏、来年の夏には間に合うように設置をしていくことは誰もが望んでいることなのです。ところが、どうしても国の採択状況を見たり、それから設計屋さんの結果を見たり、そうすると今度は入札をどうするかということ。もし私がこの前に提起したように、入札改善などということまで手を出していけばいろいろ大きな力量が必要で、来年の夏までに間に合わせるということになると非常にこれだけの大きな設備、60教室があるわけですから、非常に難しいというのは私の率直な感覚です。でも、私ここで考えたのです。本会議でも質問しましたがけれども、これを3校を1社に任せれば大変な時間がかかると思う、3校1社に任せれば。それぞれの学校を1社ずつに任せても相当の時間がかかると思う。極端な言い方です。60社に任せれば非常に短い時間でできるだろう。しかし、それには分割発注になりますから、町の職員の側のほうが分割発注の手配、手順というものを作り出さなければならないという労力がありますよね。これは、60社というものは極めて極端な例です。1社ずつやらせると。そうすれば、それぞれの1社がそれぞれの関係するメーカーと協力し合ってやればいいわけですから。ただし、60ものメーカーがないわけですので、実際には60社というのは極めて極端な例です。しかし、私が言いたいのは、本当に早めるという今の流れからすると、具体的に言えば分割の発注しかないのではないかと。分割発注すればこそそれぞれの台数に応じてそれぞれが業者手配ができていくのではないかと。しかも、実際にたとえ大きな例えば極論を言いますが、本間組がやったとしても、自分たちでそのものが常時電気工事の部隊を持っていないのではないかと思うのです。やっぱりメーカーとかそういう専門のところに出すのではないかと。そうすると、やっぱりこれをいかに分割的に発注させることによって早める可能性はより高くなるのではないかというように私は思っているのです。でも、それにはやっぱり

職員の皆さんの知恵が必要です。それからもう一つ、町長がその気にならねばだめです。ですよ。いいと、おまえたちはやったことないかもしれないけれども、分割発注でやるからおまえんち考えてくれと言って必至になって取り組むことは、今の流れの中では可能性ある。私は、そんなところまでも含めて、私は本会議場では地元の業者がやっぱり元請になるような、元請になるべきだということでそういう分割発注の提案をしましたが、早期に終わらせるという点もそのほうが可能性が高いのではないかというふうに感じているのですが、その点では夏になるまでに全部が完了しないにしても、約3分の2ぐらいは完了するような方向づけとして具体的な策を持っておられるかどうか。持っていないのだったら、私の提案についてのご意見を伺いたいと思うのですが、お願いします。

ここは、事務屋さんでなくて政治家の教育長と町長にならざるを得ないよね。事務屋さんちょっとそのニュース持っていないから……

(スケジュール感だけ私のがの声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) 私のほうでは、ではスケジュールの関係で話をしますけれども、実際入札まで約1カ月ぐらいかかる……

(今から。そうすればいつごろになるのの声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) そうすると2月ぐらい。

(2月の初め、中旬だねの声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) この議会が承認されてから後ということになりますので、そんな形になろうかと思えます。そこから今度工事のほうにつきましては180日、約6カ月ぐらいかかるだろうと思われま。ただ、3校については、一応分割で各学校ごとに発注しようというふうに今考えております。というのは、今回電気の空調を入れるためには、一応コントロールをする場所が必要になってきますし、できるだけそこを上げないように、徐々にデマンドとって電気の契約電力ができるだけ高くないように抑える装置もあるそうなので、それもつけた上で行っていくということになりますので、各学校でとりあえず3つに分けるといことになろうかと思えます。そうすると、先ほど言った今度夏までに間に合わないのではないかという話になるのですが、実は普通教室だけだというふうに最初聞かれていたもので、ユニット的には、要は室外機、そこは普通教室だけをまとめていただくように設計のほうはお願いをしています。したがって、そこができれば、早くできればですよ、早くできれば夏までに何とかできるように努力をしていきたいというふうに考えておりますので、工期は6カ月かかるにしろ、夏までに入ったものにつ

いては順次稼働できるような部分になるように何とかお願いをしていると。ただ、問題は、受電のキュービクルというか、もとを変える工事が出てくるということになると、そこはまた別問題ですが、今の受電設備で十分耐えられるということであれば、さっき言ったように普通教室だけを入ったところから稼働はできるように何とか調整をかけていかれるのかなというふうには思っていますので、これはまた発注業者さんと話をしないと全然だめですし、この時期みんなどこも集中していますので、品物は果たしてどのくらいまでに入ってくるのか、それによって変わってきます。できるだけそんな形で今ちょっと努力してもらおう考えです。

13番（高橋秀昌君） ちょっと私は言葉がわからない。ユニットという言い方したのだけれども、今のここに役場にあるように集中的にそこでセンターとして各教室に分配するというやり方なのですか。違うでしょう。もしそんなことやったら、設備費全体としては安く上がるけれども、全ての部屋に影響するから、私は各教室ごとに室外ユニットがあったほうが効率的なのではないかというイメージなのだけれども、ちょっと私の理解の仕方が間違っていたら指摘してください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 多分イメージ的に普通の家庭の中では、1部屋ごとに室外機が1つというイメージだと思いますが、今回は教室、普通教室だけを3つとかというそういう単位でまとめて室外機を大きなものを取りあえずつけて、それに合わせて各教室3つとか4つ……

（2つぐらいの声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） どうか、ちょっとその辺はわかりませんが、単位を3つとか2つぐらいにまとめて室外機を置くと。

（1個について室外機1個じゃないんだねの声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） ではないです。そういった形での考え方をしています。したがって、特別教室は特別教室用にまた室外機がついてくるというイメージ。先ほど言ったデマンドを抑えるための部分は、コントロールはどうしても必要なもので、どこになるかわかりませんが、教務室にそういった装置を置くということになります。

教育長（安中長市君） いつまでできるかという話なのですが、教育委員会としては精いっぱい努力いたします。その中で、ちょっと学校との関係があるので、手を挙げさせていただきました。各学校といろいろご相談するのに当たって、学校の実情が一番よくわかる私が校長先生方と幾つか話し合いをしていく中で、各学校は普通ですと工事でがたがた音がするのは休みとか長期休業中にやるのが普通なのです。で

も、先生方にも聞いていただいて、音は出るし、少し支障は出るけれども、平日の普通の授業をやっているときに工事をしていいかと言ったら、夏までに完成してもらいたいので、いいですよとってくれました。でも、実際やり始めてどうなるのかよくわからないのです。例えば今回田上中学校の外壁をやるのに全部かぶせました。あんなことになるのかどうかわからないけれども、あれ普通教室全部かぶせてしまったら、それこそクーラーも入っていない6月ころから暑くて暑くてしょうがないわけです。そこのところがどうなのかということが1つです。

それから、先ほどの普通教室を先にというふうに考えておるのですから、これもやっぱりまだ設計がきちんと出ていないわけで、そしてその後業者さんをお願いして業者さんにそれできるのかというようなことを相談していくわけですので、約束はできません。一生懸命最大限努力をするということでご理解をください。

それから、今の質問とちょっと違うのですが、一番最初の今回4,911万2,000円が内定額になりましたけれども、これ多分ほかの市町村は全部普通教室だけを出しているのではないかと考えています。例えばすごくわかりやすいのは、2つ上の胎内市4,800万円ですが、胎内市は10校以上学校があるのです。この値段ですので、普通教室だけ出したのだと思います。それに比べて田上町は、特別教室も出したと。それを認めていただいたと。大変ありがたく思っております。来年この制度が出るかどうかわからない。大変有利な中で特別教室ができるということになったのは大変よかったなと思っております。それが1つ。

それからもう一つは、設計はもうすぐできるのです。ほかのところは、これが出たのが12月の4日ですか。そこから議会の承認をしていただいたり、設計出すのも議会の承認が要るわけですから、そしてそこに頼んでいけば少なくとも1カ月半、2カ月は田上町のほうが一步リードしていると。ただ、もう市町村によっては、単独でもやると言っていて発注の段階まで行っているところもあるのではないかと。一つ一つ聞いていないのですが、そういうことがあって、努力はしますけれども、では例えば暑くなる7月1日にできているのかと言われると大変ですけれども、申し訳ございませんけれども、それは確約はできないということになります。

もう一つ、立ったついでに。各学校のどこにつけるかというのは、やっぱり私が一番よくわかるので、各学校の校長と相談をしました。各学校は、大変喜んでいました。普通学級みんなできると。それから、学年によって学級が上がったり下がったりするのです。そこのところを丁寧に相談をして、そこが動いても各学校が使う普通教室は必ず入る。それから、特別教室もさっき言ったように、本当に使ってい

ない、名前だけの部屋もあるので、そこは勘弁してもらいますが、あと全部入るということになったら大変喜んでいました。

以上です。

9 番（川崎昭夫君） 設計段階からちょっと考えると、分割発注、分割発注と言うのですけれども、本当は分割発注するとかえって工事費高くなるのです、実は。そういう経験からした人はわかると思うのだけれども、それは全国的にもう期間が夏休みということであれなのだけれども、それはもう会計検査院等はその辺意味はわかっているからそんな深くは追及しないとは思うのですけれども、やっぱり今先ほど高橋委員のほうも言われていますけれども、外のキュービクルとかあれはまあまあ部材もあるので、工事発注できればすぐできると思うのですけれども、教室となるとやっぱりこの前の会議でも教育委員会のほうからも決断みたいなことを言ったのを私メモしてあるのですけれども、夏休み中の28日にやりたいというような見解を出したのを私メモとってあるのですけれども、それが本当そうせざるを得ないのではないかなと私は思うので、その辺はやっぱり福井局長施工管理の資格を持っておられるので、だから他にも結構1級建築士の資格を持っている方職員の方おられるので、そういうものを知恵を集めて本当にどこまで夏休み中騒音とか何か考えていただいて、本当の工事などはその夏休みの28日の中でやっていかなければだめだなと。その辺ちょっと検討してもらいたいという私の考えなのですが、いかがでしょう。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほど教育長からの説明があったように、学校側は平日というか春から工事の着工もいいですよというお墨つきをいただいたので、夏休みに集中する部分は多分そこまでできなかった部分は夏休みで集中をするということになっていくのではないかなというふうに思います。したがって、授業中のところ、先ほど言ったようにちょっとやかましくなるかもしれませんが、ちょっと我慢していただいた上で工事が発注したと同時にすぐに着手できるような体制を整えて、できるだけ暑くなる前に何とか入れていきたいというふうに要望したいと思いますので、お願いします。

9 番（川崎昭夫君） まあまあいいのですけれども、工事設計やっていくのには夜間の条例とかいろいろ勘案していくと、9時以降の夜間作業になるとまた単価が上がるのですけれども、7時、8時ごろまで突貫工事みたいな感じでやらなければだめな状況も出てくると思うので、その辺設計変更出ないように夜間はなるべく。その辺金の面で、夜間どうしても夏休みまで間に合わせねばだめになれば、その辺も変更出てくると感じられるのですけれども、その辺はこれまあまあみんなで知恵絞って

いろいろ少しは金が単価上がってもしようがないと。どうしても夏休みの7月初めあたりに一応完成させたいというみんなが気持ちがあるもので、その辺いろいろ努力されて、金、金と言わないで、どうしても夜間かかることもあるかもしれないので、その辺設計状況段階どんなふうになっているかちょっとその辺努力されて極力真夏の30度以上になるような時期に合わせていただきたいというのが皆さんの要望だと思うので、ぜひその辺をちょっとお願いして私の質問終わります。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) そのほかにありませんでしょうか。

なければ、休憩に入りたいと思います。ありませんか。

それでは、ないようですので、議案第57号に対する質疑は終了いたします。

これから休憩とりまして10時45分から再開したいと思いますので、よろしく願いします。

午前10時32分 休 憩

午前10時45分 再 開

社会文教常任委員長(松原良彦君) それでは、ちょっと早いようですが、先ほどのメンバーが皆さんそろっておりますので、再開したいと思います。

次に、議案第59号を議題といたします。

執行の説明を求めます。60号も一緒に説明お願いいたします。

町民課長(田中國明君) それでは、議案第59号について説明させていただきますので、議案書のほう53ページをごらんいただきたいと思います。平成30年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万7,000円を追加していただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億247万7,000円とするものでございます。

それでは、ページはぐっていただきまして、58ページのほうをお願いしたいと思います。まず、歳入の関係になりますが、1款1項一般会計繰入金でございます。先ほど保健福祉課長のほうからも説明がありましたが、保険基盤安定の対象者の数が確定したということで今回89万7,000円を補正させていただくものでございます。まず、1節保険基盤安定繰入金の関係でございますが、81万9,000円。これにつきましては、保険税の軽減相当額を一般会計から繰り入れするものでございまして、保険税負担の緩和及び国保の財政基盤を考えての……

(もっとゆっくり説明してくださいの声あり)

町民課長（田中國明君） はい、すみません。ということで計上しているものでございますし、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、軽減対象となった被保険者数に応じまして平均保険料の一定割合を一般会計から繰り入れするものでございまして、これにつきましては中間所得層の負担の軽減とともに、低所得者を抱える国保を支援する制度ということでございます。当初予算作成時からの見込みより総体で所得に何らかの変動があつて対象となった世帯が約50世帯ほど増えてございます。

それから、7款の繰越金の関係でございしますが、これにつきましては6万円の補正をお願いするものでございまして、ここは財源不足等によりお願いするものでございます。

続きまして、59ページでございまして。歳出のほうになります。6款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金ということでございまして、これにつきましては一般会計から事務費繰り入れをお願いしている部分でございまして、法定内繰り入れの部分でございまして。徴収に係る経費とかそういうような経費を一般会計から負担をいただいているわけでございしますが、平成29年度分の事務費の額が確定をいたしましたので、今回精算させていただくというものでございまして。

以上が国保の会計の補正予算の内容になります。

続きまして、1ページおはぐりいただきまして60ページでございまして。議案第60号平成30年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございまして。歳入歳出の予算総額から歳入歳出それぞれ87万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億2,612万7,000円といたすものでございまして。

それでは、65ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、歳入の関係でございしますが、4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金でございまして、87万3,000円の減額をお願いするものでございまして。この内容につきましては、先ほどの国保と同様でございまして、所得の確定によりましてこのように減額をさせていただくということでございまして。その要因といたしましては、平成29年度から実施されております保険料軽減特例の見直し等による影響ということでございまして。特にその中で大きいものは、元扶養者に係る均等割の制度が今まで7割軽減だったものが30年度においては5割の軽減ということに減っておりますので、それらが影響しているものということでございまして。

1ページおはぐりいただきまして、66ページをお願いしたいと思ひます。歳出の関係になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連

合納付金ということで同額の87万3,000円を減額させていただくということであり
ます。これにつきましては、徴収したものをそっくりそのまま広域連合のほうに納付
するという形になっておりますので、87万3,000円を減額させていただくというもの
であります。

以上、簡単ですけれども、説明のほう終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明のありました59号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある
方ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 国保について伺いますが、1つは、今12月になったということ
ありますが、今年度まだ確定ではないのですけれども、医療費動向について報告を
求めたいと思います。

2つ目には、国は国民健康保険証の取り上げ問題については、随分前から改悪し
て、かつて取り上げることができるから取り上げるといういわゆる取り上げ論とい
うような法律に変わりました。それで、田上町はその実態として、短期証も含めて
どういう状況なのか報告してください。

町民課長（田中國明君） 1点目の関係でございましてけれども、過去5年間の推移を見
ていきますと、平成26年度を頂点にそれ以降29年度までいわゆる減少傾向にござい
ます。そういう中において、平成30年度にありましては若干難病患者の方がいらっ
しゃいまして、その方の医療が今まで休止されていたという部分があるのですが、
その方が再度また医療を開始したということで若干増加傾向にございます。医療費
の動向としては、そのような状況でございます。

それから、短期証及び資格者証の関係でございまして、残念ながら今年度1名の
方資格者証を発行をしてございます。短期証については、ちょっと数まで今承知を
しておりませんが、そのような状況でございます。

13番（高橋秀昌君） そうすると、資格者証ということになれば、これは保険証を取り
上げるということになりますよね。それから、短期証については、たしか3カ月と
か6カ月とか10カ月という単位内で納めていただいたら払うというような形をとっ
ているかと思うのですが、ここで田上町が1名の資格者証を発行していることが極
めて重要だと思っているのですが、誰もが医療にかかる権利を有するというのが健
康保険法の基本であります。ところが、資格者証、つまり保険証を取り上げてしま
えばその方は10割の負担をしなければ病院にかかれないうことになります。そ
うすると、事実上あなたは病院に行ってはいけませんよと言わんばかりの内容であ

りますが、この行政が資格者証を発行するには、単純にあなた払わないからもうだめだよという行為ではないと思われるのですが、その経過についてできるだけ詳細に報告をしていただきたいと思います。

町民課長（田中國明君） 今ほどのお話ですが、過去に何度となく催告あるいは納税相談の勧奨を町としてしてございます。そのような経過の中で一度もそのようなものに応じないというような状況がございまして、今回やむなくその規定に基づきまして短期証を出させていただいたと。

（短期証の声あり）

町民課長（田中國明君） すみません。資格者証を出させていただいたという状況でございますので、お願いしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） そんなに田上町は優しくなくはないと思っているのですが、つまり優しくなくはない。機械的に1年払わないから出すよと、取り上げるよというこんな単純な町ではないと私は前から思っているのですが、つまり1回でも面接に応じれば出してきたのではないかと思うのだけれども、この方は何年にもわたって一度も顔も合わせない、会おうともしないあるいは払う能力がありながらしないという、だからやむを得ずしたのだという受け取り方でいいのでしょうか。でも、そうであっても私は健康保険法に基づくやっぱりお医者さんに行く権利を事実上幾ら払わないからといって、面会しないからといっても取り上げることは、極めてその人の人間を無視するのではないかと、医療権を無視するのではないかという非常に強い不安を持っているのですが、この点いかがでしょう。

町民課長（田中國明君） すみません。先ほどの私の答弁の中で1点漏れがございまして、その方は十分担税力ある方でございまして、そのような状況でありますので、そのような対応をさせていただいたということございまして、ちょっと追加してお答えさせていただきます。

13番（高橋秀昌君） 個々に有無を問うことはできませんが、町の方針としても可能な限り資格者証を出すということは、やっぱり最大限避ける。このことについては、徹底してやっぱり健康保険法の本旨からすれば誰もがお医者さんにかかる権利があると。この権利を保障する上で最大限重視した上で国民健康保険における保険税の納入に関するしんしゃくを十分考慮してやってもらいたいということを強く求めておきたいと思います。

町民課長（田中國明君） それらを踏まえまして、町としても対応していきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

(59号については以上の声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに59号発言ほかありませんでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第59号に対する質疑は終了します。

では、次に60号を議題といたします。

質問のある方どなたかございませんでしょうか。

13番（高橋秀昌君） ちょっとお待ちください。

制度的なことなのでありますが、65ページだと思うのですが、保険基盤安定繰入金のところの説明されたのでしょうか。説明員の説明によると、均等割軽減が70%から50%に削減されたということは、制度的には改悪されたと、悪くなったというふうを受け取っていいのでしょうか。この説明私の受け取り方のおりでよろしいのでしょうか伺っておきたいと思います。

町民課長（田中國明君） 基本的には、負担の公平性の観点からそのような制度改正がなされたものでございまして、見方によってはそのような見方。

(そのようなとはの声あり)

町民課長（田中國明君） 高橋委員が見るように、軽減受けられる範囲が狭まってきたというような状況になろうかと思えます。

(以上の声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかございませんでしょうか。

ないようですので、議案第60号に対する質疑は終了いたします。

次に、61号、62号説明をお願いします。

保健福祉課長（鈴木和弘君） それでは、67ページをお願いをいたします。議案第61号平成30年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算の第1号でございます。歳入歳出それぞれ15万7,000円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を4,115万7,000円とするものでございます。内容につきましては、県の人事委員会勧告、国の人勧等に伴う給与の改定の関係経費でございまして、議案書の72ページ、今回必要になる財源を繰越金のほうで財源を充当させていただきました。それから、73ページに今ほど申し上げました2節、3節、4節の関係の補正をお願いした部分でございますので、お願いをしたいと思います。

それでは、続きまして、議案書の77ページをお願いをいたします。議案第62号平成30年度田上町介護保険特別会計補正予算の第2号でございます。歳入歳出それぞれ6,578万6,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を14億542万7,000円という形での補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、本来であれば

歳入から説明をしていくところでございますけれども、今回歳出に係る経費に伴いましてそれぞれの国支払基金、それから県一般会計ということで財源がそれぞれ歳出に応じて何%という形になっていきますので、今回は歳出、85ページをお願いをしたいと思います。それで、今日その関係の資料ということで3枚つづりの資料をお配りをさせていただきましたので、それもあわせて見ていただければと思います。

それでは、2款の保険給付費、1項3目の施設介護サービス給付費でございますが、今回5,900万円ということで補正をお願いをしております。この関係につきましては、この資料の施設入所の状況ということで1ページ目で資料を載せさせていただいておりますけれども、当初予算、いわゆるこの介護サービス給付費に係る部分で特別養護老人ホームの入所あるいは老人保健施設に入所されている方の関係する経費をそちらのほうから介護サービス給付費ということで支出をしていくわけですけれども、まず特別養護老人ホームにつきましては、そこに左側のほうにございますけれども、平成30年の10月末現在でございますが、今現在で107名の方が入所をされているということで、予算の作成の時点では97人ということで見込んで予算を計上しておりましたので、今の段階で優に超過しているということになります。それから、右のほうに行きますと、今度は老人保健施設になりますけれども、これも同様でございます。10月末現在で74名の方が既に入所されておりますけれども、予算の作成のときは61名というような形で13名の方が今現在増えているというような形でございます。こういう部分でそれぞれ人数が増えた関係で今回5,900万円ということでかなり大きな金額の補正をさせていただいておりますが、そういう形で施設のほうに入られたというような形での増額になっております。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費、1目の介護予防サービス給付費でございます。これ400万円ということで補正をさせていただいておりますが。

それから、めくっていただいて86ページも同様でございますけれども、3款の給付金事業等ありますけれども、これらにつきましてもまず介護予防の関係につきましても、当初予算の段階では年間見込みで約十五、六件ということで月平均見ておったのですけれども、今現在約23件ということで、単純に言うと4件。月4件ですから、年間で約50件近く今の段階でそういうものを利用されている方が多いということで今後の不足が見込まれるという部分もありますので、今回補正をお願いしている部分でございますし、3款の地域支援事業費と介護予防・生活支援サービス事業費の関係になります。これにつきましては、いわゆる総合型事業ということで、

介護支援 1、2 につきましては市町村で事業をやっているということで、29年からスタートした事業になりますが、これらにつきまして予算を作成した段階で30年度、29年度の前半をもとにして予算を作っていたわけですが、なかなかデータの細かな件数も含めた中でなかなか見込めない中で事業をやってきました。現実的には、今30年度上半期、10月末ですけれども、今の状況からするとかなりそれぞれ件数も増えてきているというようなことで今後を見込んだ中で今回補正をお願いしている部分でございますということで、かなり今回の補正につきましては当初で見ていたよりも人数が増えたり件数が増えていったということでかなり大きな金額の補正をさせていただいているということでございます。今回歳出につきましては、そういう部分の状況でございます。

これにつきまして、では財源がどういう形になっているかということでございますが、戻っていただきまして、議案書の82ページからになります。それで、説明をする前に今のところお配りした資料1 ページ目は、今ほど申し上げました施設入所の状況ということで、ちょっとめくっていただきまして、これはいわゆる介護保険の財源構成、これから私のほうで説明をしていきますが、これが何%、これが何%というとなかなかわかりにくいかと思しますので、ちょっとこういうことで資料をつけさせていただきました。まず、2 ページ目のところの介護保険の財源構成と規模というところ、これは平成30年度国の予算の関係、これは厚生労働省のほうから私のほうで資料を出して皆さんに提供した部分でございます。基本的には50対50という形になっておりますが……

(もう少しゆっくりの声あり)

保健福祉課長(鈴木和弘君) すみません。失礼しました。では、基本的には2分の1、2分の1ですので、公費5割、保険料が50%。この保険料につきましても、第1号保険者、いわゆる65歳以上と40から64歳、それを2号保険者という形で考えているのですけれども、それぞれ3年ごとにそこに書かれてありますとおり、全国的な部分での1号、いわゆる65歳以上、それから40から64歳のいわゆる人口の割合でこの率が3年ごとに変わっていくという仕組みになっておりますので、平成30年度につきましては第1号保険者の関係の保険料の負担は23%、それから40から64歳、いわゆる第2号被保険者が負担するのは27%という形になっています。この第2号保険者の公費については、それぞれ社会保険ですとか国保もありますけれども、そういう形で一旦徴収をしたものを支払基金を通じていわゆる介護保険のほうの歳入に入ってくるという仕組みになっています。それから、公費の50%の考え方でございま

すけれども、国庫負担金ということで、いわゆる調整交付金的な部分が5%、これはそれぞれのそこに書かれているとおり、75歳以上の高齢者の割合とか所得の関係等の割合でそれぞれ全国的に見てどうかという判断をして5%相当、それから国庫負担金、これは定率分ですけれども、かかった給付費に対して20%国は面倒を見ます。ただ、その下にありますように、施設の給付費、例えば先ほどうちのほうで言いますと、特別養護老人ホームですとか老健の施設、そういったところに入った部分につきましては、国庫負担は20%でなくて15%になりますよというようなことで理解をしていただければと思います。その下に都道府県の負担が17.5%とありますけれども、この施設の給付に対しての負担割合が変わりますよということでこれを見ていただければいいと思います。それ以外の部分については、都道府県の負担金ということで12.5%、それから市町村の負担金、いわゆる一般会計からの負担金、これを12.5%負担をしていただくということで、これで全体的に50%、50%ということで100%。これが介護保険の財源の構成の内訳になっています。

それから、めくっていただきまして、地域支援事業の財源構成。先ほど歳出のほうでいわゆる地域生活支援事業、総合事業ということで、平成29年度から市町村のほうに一部事業が移ってきたという部分でございますけれども、すみません、これちょっと古いデータしかなくて、私が手書きで修正をさせていただきましたが、左側の部分を今回補正の関係でしますので、今ほど申し上げました財源構成、1号、2号、ちょっと見にくくて申し訳ありませんけれども、29年度までは1号が22%、2号が28%という負担割合だったのですけれども、30年度からはそれぞれ1%分ちょっと増減がありまして、1号分が23%、2号分が27%というふうな形で、先ほどの前のページで説明した割合になっています。それ以外につきましては、国が25%、都道府県、それから市町村が12.5%という形での財源の構成になりますので、これをちょっと見ながら見ていただければと思います。

それでは、議案書にお戻りいただいて、82ページ、歳入ですが、3款国庫支出金、1項1目介護給付費の負担金ということで965万円の今回追加の補正をいたしますけれども、先ほど歳出で申し上げました施設介護サービス給付費で5,900万円ということで補正をお願いしております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の負担は15%ですので、その15%分と介護予防の関係では400万円ということですので、それは定率の分ということで20%になります。

続きまして、2項国庫補助金、1目の調整交付金でございますが、これにつきましては施設介護サービス、それから介護予防サービスそれぞれ国庫負担金は5%と

いう形になっておりますので、それぞれの歳出に対して5%の計上をしているところでございます。それから、2目の地域支援事業交付金、これが総合事業関係でございますが、それが3ページ目のところにある国が25%ということですので、歳出の関係する経費が約280万円ほどございますけれども、その25%をここで受け入れるといった内容でございます。

それから、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、それから2目の地域支援事業交付金、これにつきましては、歳入のいわゆる第2号保険者分という部分に当たりますので、一旦徴収されたものを支払基金というところに納付をした部分をそれぞれの介護保険の特別会計に係る経費について交付されるという形になっておりますので、2号分がこちらのほうに入ってくるということで、これはそれぞれ27%になります。

それから、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金1,082万5,000円、これにつきましては今度県の負担金になりますので、施設分については17.5%、それ以外は12.5%ということで計算したものを計上しております。

それから、2項県補助金、1目の地域支援事業交付金34万8,000円は、総合事業に関係する部分の経費を県が12.5%の負担でありますので、その部分の経費を今回補正しております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金につきましては、これについては施設介護サービス、介護予防それぞれ市町村の負担は12.5%になりますので、それに相当する部分の経費でございますし、地域支援事業の繰入金につきましても同様に12.5%という形になっております。

それから、めくっていただきまして84ページでございますが、基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金ということで、今回財源の不足する部分については、基金から604万5,000円。

それから、8款繰越金、1項1目の繰越金908万6,000円をこれ繰越金は全額ですが、この計上をし、なおかつ不足する分を基金のほうから繰り入れをするというような形で今回歳入の財源更正をさせていただいているものであります。ちなみに、介護の給付準備基金の繰入金の状況でございますけれども、今今回この補正後でありますけれども、今の段階での30年度残高見込みが1億5,510万円程度になるという見込みでございます。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました61号の関係について質疑に入ります。ご質疑のある方ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） すみません。介護保険における施設についてここに一覧表作っていただきました。これ見るとわかりやすいのですが、いわゆる市町村サービスを担っております……

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） ああ、ごめんね。そうだね、介護ではなかったね。すみません。件数についてお願いします。

（何のの声あり）

13番（高橋秀昌君） 訪問看護の件数。訪問看護の対象数件数がわかったら。すみません。対象、実際実施している人でもいいし。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 介護保険の補正になっている人。

13番（高橋秀昌君） 俺今聞いているのは、ここの61号だろう。訪問看護。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 訪問看護は、今回人件費の補正をしましたけれども、そうでなくて実際として件数が今どのくらいかという質問でいいでしょうか。

13番（高橋秀昌君） ごめんなさい。そういうことです。すみません。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 細かいデータはちょっとないのですけれども、大体約100件程度。

（100件程度ねの声あり）

保健福祉課長（鈴木和弘君） はい。

13番（高橋秀昌君） 以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

質問がないようですので、議案第61号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第62号を議題といたします。

質問のある方ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） すみません、直接聞けばわかることを委員会で申し訳ありません。

ここで介護保険の中では、市町村事業の要支援1、2もこの中に地域支援予防とかそういうところに入っていると思うのですが、ここら辺の1年間の大体の件数とか、そういうものも。対象人数で結構ですが、わかったら報告してください。

（何事か声あり）

保健福祉課長（鈴木和弘君） 高橋委員がおっしゃっているのは、総合型事業を町でしているのは全体で何人で、それぞれどれをどういうものを何件という今回の補正に

関係……。

13番（高橋秀昌君） ごめんなさい。説明が悪かった。今回の補正はこの範囲内なので、私は知りたいのは大体今12月なので、1年間の。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 今回の補正の関係だけ。

13番（高橋秀昌君） ごめん、ごめん。この補正だけだと極めて縮まるので、年間の動向を知りたいのです。大体今年度の動向を知りたい。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 今年度の動向。

13番（高橋秀昌君） はい。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 先ほどちょっと申し上げたのですけれども。

13番（高橋秀昌君） 言った。

保健福祉課長（鈴木和弘君） いや、いや、すみません。私の説明が足りないのかもしれないので。29年度にこれ4月から総合事業ということでスタートしましたので、正直言うと予算を作る段階ではどの程度の見込みが立つかというのがわからない状況で予算をさせていただいて、今回は今ある程度半分、30年度ですから半分ですか終わった中ですと、大体今今回補正全体見ると月平均で、サービスによりましてけれども、21件程度になっていますから、月平均です。ですから、大体はそれが、今年1年実施すると大体その実績がわかると思いますので、大体月平均が21件程度なのかなというふうに思っています。

13番（高橋秀昌君） はい、了解です。終わり。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんか。

ないようですので、議案第62号に対する質疑は終了いたします。

続いて、これより討論及び採決を行います。

議案第57号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり決しました。

次に、議案第59号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり決しました。

次に、議案第60号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり決しました。

次に、議案第61号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり決しました。

次に、議案第62号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり決しました。

これで町長提案の案件の審査は全て終了いたしました。

執行の皆様、ご苦労さまでございました。

まとめてあすの定例会に報告したいと思います。

委員の皆様、大変ご苦労さまでした。これで終わります。

午前11時22分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成30年12月12日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦